氷見市農業委員会　定例総会議事録

（令和元年度　１０月度）

１　日　　時　　令和元年１０月３日（木）

開会：午後１時５６分

閉会：午後２時１７分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１３名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登　 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男 5番　六田　敏夫 6番　上出　義美

8番　中嶋　知子 9番　川上　悦男 11番　山下　　裕

12番　江添　良春 13番　大澤　昌弘 14番　扇谷　俊彦

15番　松村　　博

４　欠席委員　　 7番　両國　明美 10番　寳住　與一

５　議　　題　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

３名

局　　長　坂　　久成　　主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、令和元年度１０月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を中嶋委員の主唱に　より、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、　　会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１３名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、松村委員、中葉委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は３件です。

まず１件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　＊＊市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

申請農地は譲受人の住居敷地に隣接して位置し、耕作条件に優れており、取得したいとの思いに至ったとのことであります。

次の２件目は１件目と関連します。１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

１件目と併せて面積は㎡となります。

次の３件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

申請農地は譲受人の住居の道を挟んで向かいに位置し、耕作条件に優れており、取得したいとの思いに至ったとのことであります。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長）　次に、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　まず第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請に　ついて意見を付する件、１件につきまして、ご説明申し上げます。

番号１、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、申請面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的がです。

引き続き、許可基準について説明。

　　　　　　　　第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けます。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件１件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地の耕作者からの同意が得られており、承諾書が添付されております。

また、「氷見市土地改良区」からの同意書、「西条畑地かんがい土地改良区」からの協議書が添付されております。

以上、今回の案件１件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は　　質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定に　　よる許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、　許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　次に、令和元年度９月度の第３号議題『農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件』について原案のとおり許可相当の意見を付して進達した件につきまして、報告事項があります。事務局から説明いたします。

（事務局）　　　先月、９月度定例総会にて、ご審議いただきました事業計画変更の　　承認申請につきまして、定例総会後、進達いたしましたが、県より　　「今回の案件については、申請は不要である」との連絡がありました。

不要である理由は、「過去に転用許可通知を受けた者は既に他界しており、許可の効力が持続しないため、事業計画変更には該当しない」とのことでした。以上、委員の皆様にお伝えをいたします。

□議長（会長）　事務局の報告説明が終わりましたので、質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………質問なし……………

□議長（会長）　質問が無いようであれば、令和元年度９月度の第３号議題『農地転用許可後の事業計画変更の承認申請について意見を付する件』の進達不要の顛末につきまして、了解することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会１０月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和元年１０月３日

議　　長

署名委員

署名委員